

日本社会党による国会質問の一側面：檜崎弥之助による「非核三原則」への追及を中心として

篠原，新
広島修道大学国際コミュニティ学部：准教授

<https://doi.org/10.15017/2231018>

出版情報：法政研究. 85 (3/4), pp.533-559, 2019-03-08. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

日本社会党による国会質問の一側面

——榊崎弥之助による「非核三原則」への追及を中心として——

篠 原 新

第一節 はじめに

第二節 非核三原則に関する榊崎の追及計画

第三節 榊崎による実際の追及

第四節 榊崎が言及しなかった事項

第五節 おわりに

第一節 はじめに

一 目的

一九六八年一月三〇日、佐藤榮作首相（当時）は施政方針演説に対する代表質問への答弁の中で、初めて「非核三原則」という言葉を表明した。^①これは、歴代の首相の中で「非核三原則」という言葉を使った最初の例であり、これ以降、現在に至るまで、すべての首相が非核三原則を引き継いでいくことになった。

本稿の目的は、非核三原則が表明された一九六八年から、非核三原則が国会決議となった一九七一年までを対象として、これまで知られてこなかった日本社会党（以下、社会党）による国会質問の一側面を示すことである。より具体的には、政府への鋭い追及で「国会の爆弾男」と呼ばれたみらさきやのすけ 榎崎弥之助衆議院議員（九州帝大卒）の資料や国会議事録等を検証し、社会党による国会質問の一側面として、榎崎による追及の内容やその課題を示したい。

二 先行研究

これまでの社会党研究は、長らく戦後日本政治における最大野党であった社会党がなぜ衰退したのか、という問題意識を共有してきたように思われる。そこでは、大きく二つの視角から検討がなされてきた。一つは、社会党のイデオロギーや政策に注目するものであり、硬直したイデオロギーを転換できなかつたことや政策転換の遅さ・難しさに衰退の要因を見出そうとするものである。^②もう一つは、政党組織に注目するものであり、社会党が依存していた労働組合や社会構造の変化に、同党の衰退の要因を見出そうとするものである。^③

しかし、こうした研究は、社会党がなぜ衰退したのかという問題意識を共有していたこともあり、社会党が野党として国会で何をしてきたのか、社会党は国会で政府・与党とどう対峙してきたのか、という点にはあまり関心もたれてこなかった。この点は社会党の衰退要因に直接、関係しないかもしれないが、長らくの間、戦後日本の最大野党であった社会党にとって、政府・与党を監視することは同党にとってのみならず、日本社会においても非常に重要な役割であったはずである。それにもかかわらず、先行研究は社会党のこの役割にほとんど注目してこなかった。

例えば、原彬久は多くの先行研究で社会党のハイライトとされる一九六〇年の安保改定国会に注目し、この時の社会党が国会質問で時間を使って時間切れ廃案を目指しつつ、政府が会期延長を意図すればそれを阻止するという運営戦術をとっていたと指摘しているが、結局は岸政権の政策に顕著な変更を加えた形跡はないと結論付けている。⁴ 原が国会での社会党に注目しているのは、この一九六〇年の安保改定国会のみであり、これ以降の国会質問は検証していない。また、石川真澄は、自らの取材経験から、社会党が強く反対するのは、憲法九条に関わる安保・防衛問題であり、国会で頑なに反対を貫く社会党について、「玉砕戦法」をとっていたと述べている。⁵ ただし、こう述べる根拠は自らの経験であり、実証的に検証されているわけではない。そのほかの社会党研究では、国会における社会党について注目されるとすら稀である。

このように、社会党についての先行研究では、社会党が国会で何をしてきたのかという点にはあまり関心もたれてこなかった。また、とくに一九六〇年以降は、国会での社会党について、言及はあっても詳細に検証することなく、社会党の無力さや自らの原理原則に拘泥する教条的な態度が簡単に述べられるだけとなっている。そのため、国会での社会党には、政府との間で具体的な論争を展開していた一面もあることが明らかになっていない。

社会党研究とは対照的なのが、外交史研究である。外交史研究、とくに日米関係に注目する外交史研究は、日米政府間の交渉過程や日本政府内、あるいはアメリカ政府内の政策決定過程などを史資料に基づいて実証的に検証してきた。

そのなかでも二〇一〇年の外務省によるいわゆる密約調査以降、注目が集まるようになった非核三原則や核密約、事前協議についての研究では、国会における社会党を中心とする野党の厳しい追及が、日米外交にも影響を与えたことが指摘されている。⁶⁾ 後でみるようにこれらの研究では、本稿で扱う榎崎についても言及されている。しかし、外交史研究は複雑な外交の過程を明らかにすることが主眼であり、社会党の追及については、外交官らの証言や社会党議員による国会質問をいくつか断片的に参照または引用してその影響を指摘するに留まっている。こうした国会質問を行った社会党議員がいかなる計画を持っていたのか、また、実際に政府をどのように追及したのかなどについては検証されていない。そのため、数的には少数の社会党議員による国会質問がなぜ影響を与えることができたのかが明らかになっていない。⁷⁾

三 本稿の構成

本稿では、九州大学文書館に寄贈された榎崎弥之助の資料や国会議事録などを用いて、榎崎の非核三原則に関する国会質問を実証的に検証する。まず、榎崎の経歴を簡単に紹介した後、榎崎が国会質問で用いたノートから、榎崎の追及計画及び実際の審議との相違を示す(第二節)。次に、榎崎が実際に政府をどのように追及したのか、また、その後、政府の政策や姿勢がどのように変化したのかを分析する(第三節)。つづいて、榎崎が国会質問で計画していたが、言及しなかった事項を指摘する(第四節)。最後に、榎崎による追及を総括し、その課題を示す(第五節)。これらを通じて、社会党による国会質問の一側面を示したい。

第二節 非核三原則に関する榎崎の追及計画

一 榎崎の経歴

ここでは、榎崎が一九六八年に衆議院予算委員会の委員に就任するまでの経歴を簡単に辿りたい。榎崎弥之助⁽⁸⁾は一九二〇年四月一日、福岡市の老舗呉服商「紙弥」の次男として出生した。一九三八年に福岡県中学修猷館を卒業し、一九四二年には（旧制）福岡高等学校文科甲類を卒業した。同年、京都帝国大学農学部に入學したが、法律に面白さを感じようになり、秋に九州帝国大学法文学部に移籍した。一九四四年には、学徒出陣で佐世保海兵団に入隊し、ここで終戦を迎えた。復員後の一九四五年に九州帝国大学法文学部法科を卒業した榎崎は、部落解放運動で著名であった松本治一郎の書生となり、一九五〇年に日本社会党に入党した。榎崎は、福岡にあった連合軍検閲支隊の翻訳担当者や配炭公団の人事課等で勤務したのち、一九五三年に社会党福岡県連の常任書記に就任した。その後、松本の秘書を務めながら、社会党福岡県連の専従役員として活動し、三井三池闘争をはじめとする九州での労働組合運動に従事した。一九六〇年一月には松本の推薦により、第二九回衆議院議員総選挙に福岡一区から社会党公認で出馬し初当選した。衆議院議員になった榎崎は二期目の一九六四年一月九日、米軍原子力潜水艦シードラゴンが佐世保に寄港することに反対するデモに参加した際に、機動隊員ともみ合いになり、公務執行妨害の現行犯で逮捕された。戦後、現行犯として逮捕された国会議員は、榎崎が初めてであった。⁽⁹⁾これにより有名になった榎崎は、一九六六年二月一八日、都合がつかなくなった社会党委員の代役として初めて予算委員会で質問に立った。この時、榎崎は社会党や共産党などが防衛庁の監視対象となっていることを自衛隊法に抵触していると追及した。⁽¹⁰⁾それから二年後の一九六八年には、まだ三期目ではあったものの「花形」とされる予算委員会の委員に正式に就任した。

二 榑崎の追及計画

榑崎が予算委員会委員として初めて取り組んだのが、非核三原則についての質問である。榑崎は、佐藤首相が「非核三原則」を初めて表明した日（一九六八年一月三〇日）から二九日後の二月二八日から非核三原則についての質問を行っている。以下は、一九六八年の第五八回国会衆議院予算委員会で、榑崎が行った非核三原則に関する主要な質問の項目を予算委員会開催日に沿って並べたものである（表1）。

このように榑崎は予算委員会で複数回、質問に立っている。非核三原則に関連するものだけでも具体的な質問対象がさまざまであること、また、繰り返し同じ対象について質問を行っていることが分かる。しかし、これだけでは、榑崎がいかなる追及計画に基づいて質問をしていたのかを把握するのは難しい。

そこで、榑崎のノートを検証したい。榑崎は非核三原則について政府を追及するために追及計画を作成していた。この追及計画の大部分は一九六八年のノートに書かれており、一九六八年以降、一九七一年までの榑崎の非核三原則に関する追及は、基本的に一九六八年の追及計画に依拠するものとなっている。言うまでもなく社会党は核兵器に反対であり、榑崎も核兵器に反対であった^①。しかし、榑崎は一九六八年当時から、非核三原則に関係する取り決め等に内在する問題やこれらの問題を是正するつもりのない佐藤政権の姿勢を詳細に検討すると、佐藤首相の提唱する非核三原則には実効性がなく不可能であると認識していた。ただし、榑崎はこうした認識を持ってはいたが、非核三原則についての質問をする際、のちに検証するように、非核三原則を正面から批判するのではなく、榑崎の追及や指摘に、政府が肯定的に対応し、従う行動をしないと非核三原則から実効性が失われてしまう、という構成になるように質問を組み立てていた。以下の表は、その追及計画の骨子である（表2）^②。

まず榑崎は、政府・自民党と社会党との間で安全保障政策に関する国民的合意の必要性を指摘したうえで、その基

(表1) 第58回国会衆議院予算委員会における榑崎の質問項目

予算委開催日	榑崎の主要な質問項目
1968年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民的合意」の必要性と日本国憲法の関係 ・事前協議制の具体的内容 ・事前協議の申出権は日米両国にあるではないか ・ゼントルメンズ・アグリーメントは文書化しないのか ・核兵器開発問題（AMM）
2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器開発問題（AMM） ・CN（クロロASETフェノン）放水問題
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・無害通航権と非核三原則の関係はどうなっているのか ・核兵器開発問題（AMM） ・CN放水問題
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・無害通航権と非核三原則の関係はどうなっているのか ・米海軍の配置におけるdeploymentの意味は何か
3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・CN放水問題
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・返還された空港の米軍使用問題
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器開発問題（AMM）
3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・CN放水問題 ・核兵器開発問題（AMM）

礎は日本国憲法であることを確認しようとしていた(1)。その後、実際の安全保障政策については政府・自民党と社会党の間で大きな隔たりがあることを認めたくえで、国民的合意のための最大公約数として非核三原則を位置付けようとした(2)。つぎに、この非核三原則を実質的なものにするためには、国連決議と国会決議が必要であると主張する予定であった(3)。続いて、榑崎が非核三原則に内在する大きな問題として捉えていた事前協議制の細目について質問することを計画していた(4)。さらに、榑崎が持っている資料を根拠として核兵器開発問題（AMM）を追及し(5)、併せて、非核三原則と核抑止力の組み合わせも追及する予定であった(6)。これらに加えて、CN（クロロASETフェノン）という催涙剤がデモ参加者に使用されていることを取り上げ、佐藤首相の政治姿勢を批判しようとした(7)。そして、最後に質問を総括する結論を用意していた(8)。

(表2) 檜崎の追及計画(骨子)

- (1) 「国民的合意」の必要性と日本国憲法の関係
- (2) 国民的合意のための「最大公約数」としての非核三原則
- (3) 国連決議と国会決議の必要性
- (4) 事前協議制の具体的内容
 - (4)－1 事前協議の申出権は日米両国にあるのではないか
 - (4)－2 ゼントルマンズ・アグリーメントは文書化しないのか
 - (4)－3 米海軍に配置におけるdevelopmentの意味は何か
 - (4)－4 無害通航権と非核三原則の関係はどうなっているのか
 - (4)－5 核装備は、元来、事前協議の対称とはなりえないのではないか
 - (4)－6 戦闘作戦行動とは何か
 - (4)－7 事前協議制に対する我々の提案
- (5) 核兵器開発問題(AMM)
- (6) 非核三原則と核抑止力の組合せの問題
- (7) CN(クローアセトフェノン)放水問題
- (8) 結論

三 追及計画と実際の審議の相違

しかし、実際の国会質問では、政府の答弁内容やその時々の時事的問題などにより、計画通りに進むことはほとんどない。また、同じ質問に対して政府の答弁内容が変わる場合などは、別日に再び同じ質問をすることがあるため、繰返しも多くなっている。以下の表3は、前掲の表1と表2の追及計画を対照したものである。

以下のように、実際の質問が追及計画通りには進んでいないことが分かる。例えば、檜崎が初めて非核三原則についての質問を行った日(一九六八年二月二十八日)には、冒頭から佐藤首相と憲法についての考え方でなかなか一致することができず、かつ政府による答弁で時間を多く使われたことで、「(2) 国民的合意のための「最大公約数」としての非核三原則」と「(3) 国連決議と国会決議の必要性について」はほとんど述べることができなかった。そこで、「(4) 事前協議制について」を質問している。しかし、ここでもすべての項目を質問することはできず、「(4)－1 事前協議の申出権は日米両国にあるではないか」と「(4)－2 ゼントルマンズ・アグリーメントは文書化しないのか」

（表3） 檜崎の質問項目と追及計画の対照

予算委 開催日	檜崎の主要な質問項目	追及計画の 番号
1968年 2月28日	・「国民的合意」の必要性と日本国憲法の関係 ・事前協議制の具体的内容 ・事前協議の申出権は日米両国にあるではないか ・ゼントルマンズ・アグリーメントは文書化しないのか ・核兵器開発問題（AMM）	(1) (4) (4)－ 1 (4)－ 2 (5)
2月29日	・核兵器開発問題（AMM） ・CN（クロロASETフェノン）放水問題	(5) (7)
3月11日	・無害通航権と非核三原則の関係はどうなっているのか ・核兵器開発問題（AMM） ・CN放水問題	(4)－ 4 (5) (7)
3月12日	・無害通航権と非核三原則の関係はどうなっているのか ・米海軍の配置におけるdeploymentの意味は何か	(4)－ 4 (4)－ 3
3月13日	・CN放水問題	(7)
3月14日	・返還された空港の米軍使用問題	計画なし
3月14日	・核兵器開発問題（AMM）	(5)
3月15日	・CN放水問題 ・核兵器開発問題（AMM）	(7) (5)

を追及した後、「(5) 核兵器開発問題（AMM）」に移っている。さらに、この質問の際、政府が、檜崎の要求する資料を提出できずに紛糾し、一旦休憩となった。そして、一〇時間に及ぶ休憩の後、この日はここで散会となった。このように国会質問では、計画通りに進めることは大変難しく、実際には言及できなかった事項も数多く存在する。さらには、計画はされていなかったが、急遽、質問した事項も存在する。

第三節 檜崎による実際の追及

一 「ゼントルマンズ・アグリーメント」に対する追及

ここでは、非核三原則と密接に関係する三つの事項を対象に、檜崎が、どのように政府を追及したのか、また、その後、政府の政策や立場がどのように変化したのかを検証したい。

第一は、事前協議の具体的内容を定めた「ゼントルマンズ・アグリーメント」に対する追及である。非核三原則のうち、持ち込ませずについては、日本とアメリカとの間で核兵器を日本の領土、領空、領海内に持ち込まないと合意されていることがまず必要になる。これについて、一九六〇年一月一九日の岸・ハーター交換公文において、「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」、「同軍隊の装備における重要な変更」、「日本国から行われる戦闘作戦行動」が、事前協議の対象になると定められていた。ただし、この交換公文では、具体的に何が「配置における重要な変更」なのか、また、何が「装備における重要な変更」なのか定められていなかった。そのため、日本政府は、この交換公文とは別に、アメリカとの間に口頭での了解、「ゼントルマンズ・アグリーメント」があり、そこで核兵器の持ち込みが事前協議の対象になると定められている、と説明してきた。ここで問題になるのは、核兵器の持ち込みが事前協議の対象になると定められているのがゼントルマンズ・アグリーメントという口頭での了解であり、条約や交換公文などの外交的な文書にはなっていないということである。

この点については、佐藤首相が非核三原則を表明する以前から問題となっており、社会党は複数回にわたって、このゼントルマンズ・アグリーメントを文書にする必要があると要求してきた⁽¹³⁾。しかし、政府はこの要求について、その必要はないと拒否してきた。

一九六八年二月二八日、衆議院予算委員会の質問に立った榎崎もこの点について追及した。榎崎は、まず、「ここで、この三原則の実効性を持たせる一番大きな問題の一つは、やはり事前協議であろうと思います」と述べた後、事前協議の具体的問題に入ってしまった⁽¹⁴⁾。その一つとして取り上げたのが、ゼントルマンズ・アグリーメントである。榎崎は、核兵器の持ち込みが事前協議の対象になると規定されていることを示す根拠が、ゼントルマンズ・アグリーメントしかないことを問題視し、次のように疑問を呈した。

これこそ私はアメリカと十分コミットし、条約的な効果を持たなくちゃいけないと思うのです。ところが、これを決めているのはいったい何ですか。何です。条約はないんです。口約束でしょう。¹⁶

このように非核三原則と連関させてゼントルマンズ・アグリーメントの問題を追及したのは榎崎が初めてであった。これに対し、政府側の政府委員は、交換公文自体が条約的な効果を持つていると答弁した。当然、榎崎はこれに納得せず、これでは事前協議の実効性がなくなると批判した。

このゼントルマンズ・アグリーメントが条約的な効果を持たないと、具体的な場合には何にもならないんです。（中略）交換公文がいかにか条約的な効果を持つておつても具体的な問題の場合には役に立たない。事前協議は空洞化だといふのはまさにそこなんです。¹⁷

そして、榎崎は、これまで答弁していた政府委員ではなく、佐藤首相に対し「私は建設的にご提案を申し上げます」と述べ、次のように要求した。

このゼントルマンズ・アグリーメントは八年前の国際情勢、科学技術の段階でつくられたものです。あなたは沖縄の問題については両三年の間に——三つの条件をあげられたうちの重要な一つとして科学技術の変化ということをおぼらるるでしょう。両三年内でもあなたはあげておられるのです。であるならば、八年前につくられたこの種の重大な問題について、いまアメリカと具体的にこれを改定する、そしてそれを文書化する、（中略）やるという意思はありませんか。¹⁸

このように榑崎は過去の佐藤の発言にふれながら、ゼントルマンズ・アグリーメントの改定と文書化を要求した。佐藤の発言とは一九六七年一月一六日の参議院予算委員会での発言である。この時、佐藤は、返還後の沖縄に核兵器が配備されるかどうかについては、返還までの両三年のうちに国際情勢の変化、世論の変化、科学技術の進歩があるので、現時点で決めるのは適切ではないと述べていた。¹⁹⁾ 榑崎は、佐藤に対して、沖縄の核兵器については両三年内の科学技術の進歩があると考えているのであれば、なぜ八年前の科学技術の段階でつくられた核兵器に関するゼントルマンズ・アグリーメントを現在に合ったものに改訂し文書化しないのか、と迫ったのである。続けて、榑崎は、もしこういう意思がないならば、「沖縄の場合も両三年もたつても科学技術の変化はないのだ、こういうことになりますよ」と畳みかけている。²⁰⁾

佐藤はこれに「十分善処するつもりでございます」とあいまいに返答したが、このやり取りから約二か月後の一九六八年四月二五日、政府はこれまで文書化してこなかったゼントルマンズ・アグリーメントを文書にして国会に提出した。これは、一九六〇年の口頭での了解を八年後に文書化するという異例の対応であった。この文書には、事前協議の対象として「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設」が明記されていた。²¹⁾ これ以降、この文書は「藤山・マッカーサー口頭了解」と呼ばれるようになった。²²⁾

以上のように、榑崎は、非核三原則という政府方針や首相の過去の発言に連関させる形で、ゼントルマンズ・アグリーメントの文書化を要求した。そして、実際に、政府は文書化の必要はないという従来の立場を変更し、文書化を行うことになった。正確には、榑崎が現状に合ったものに改定した上での文書化を要求していたことを考えれば、榑崎の要求を完全に満たすものではなかったものの、八年間に亘って政府がとってきた方針が変更されたことは事実である。こうした経緯は、榑崎の追及によって文書化されたという直接的な因果関係を示すものとはいえないが、非核三原則と連関させて文書化を要求したのは榑崎が初めてであり、一つの契機になったといえるだろう。榑崎は、非核三原則が表明されてから二九日後に、いち早くこれとゼントルマンズ・アグリーメントの問題、さらには佐藤の過去の発言を連関させ

て質問を行ったのである。

二 核兵器開発費を計上した予算案に対する追及

第二は、政府が核兵器開発費を計上した予算案に対する追及である。戦後、政府は、核兵器を開発することはないと明言してきた。これに対して、榎崎は自らが持つ資料を根拠として、自衛隊の核兵器開発計画を追及した。

第一のゼントルマンズ・アグリーメントの文書化を要求した日と同じ日に榎崎は、自衛隊の装備について「こういう装備状態であったが三原則ということを言われても、はたして信用できるであろうか、それが心配なんです」と述べた後、AMMやABMという単語を持ち出し、日本が将来これらの兵器を装備する考えがあるかどうかを質問した。⁽²³⁾ AMMとはアンチ・ミサイル・ミサイルの、ABMはアンチ・バリスティック・ミサイルの略であり、両者ともに発射されたミサイルを迎撃するためのミサイルである。一九六八年当時の技術水準では、これらは必然的に核ミサイルを意味するものであった。これに対し、政府は関心がないと返答した。⁽²⁴⁾

政府に関心がないと答弁させたあと、榎崎は自らの持つ「第三次防衛力整備計画技術研究開発計画（案）」（昭和四一年四月一四日決裁）を開示するように要求した。⁽²⁵⁾ この資料にはAMMの研究開発費が計上されていた。この唐突な要求に対し、政府はそれが機密であり明らかにできないと答弁した。しかし、榎崎はこれに納得せず、非核三原則と連関させつつ、次のように反論した。

いま問題にしておるのは、総理の非核三原則の提唱と現実の自衛隊の装備が矛盾しておるのではないかという点を私は明らかにしたいのです。つまり問題は核の問題です。（中略）私はこの内容が国会でわれわれが審議できない

ならば、これは理事会を開いていただいてこの点を明確にしてもらわないと、国民の前に秘密裏に事が行われる可能性がある。⁽²⁷⁾

しかし、政府は榊崎の要求する資料を開示することに消極的な考えを示し、予算委員会は紛糾した。そして、暫時休憩に入り、約一〇時間後の午後一〇時一三分にこの日は散会となった。翌日に再開された予算委員会で、政府はようやく榊崎が要求する資料を提出した。しかし、政府が提出した資料には榊崎が指摘したA M Mの研究開発費だけが削除されていた。こうした政府の態度に榊崎は強く反発した。

一日をあなた方自身が空費したのですよ。徹夜をして、その分だけ抜けて数字を合わせて、本日ここにこういうでたらめなものを出してきた。これは許しませんよ。私は許しません。そういうことでは佐藤総理が幾ら非核三原則なんて言われたって、国民はどうして信用できますか。⁽²⁸⁾

榊崎の発言に対して、増田甲子七防衛庁長官は「ある段階におきましては今の文書は公文書として存在しております。しかしながらこれは草案の見地から見れば六、七回変わった草案でございます」と述べ、A M Mの研究開発費を計上した予算案の存在を認めることになった。ただし草案段階のものであるとした。⁽²⁹⁾

以上のように、榊崎は自らの持つ資料を根拠として、非核三原則と連関させつつ、核兵器研究開発計画の存在を追及した。政府は機密を盾に資料の開示を拒んだが、結局は、榊崎の持つ資料が公文書として存在していることを認め、草案段階ではあるものの核兵器であるA M Mの研究開発費を計上した予算案の存在を認めることになった。⁽³⁰⁾

三 無害通航権と非核三原則の関係に対する追及

第三は、無害通航権と非核三原則の関係に対する追及である。これまで政府は、アメリカ軍の核兵器搭載艦が日本国の領海を通航する場合、非核三原則があっても国際法上認められた無害通航であれば、これを認めるという立場をとってきた。いわば、非核三原則よりも無害通航権が優先するという立場をとってきたのである。

一九六八年三月一日、榎崎はこの点について追及した。非核三原則が表明されて以降、これを追及したのは榎崎が初めてであった。まず、榎崎は、三木武夫外相に対して「ポラリスが領海内に入ってくることは、無害航行の場合はいいのですか」と質問した。これに対し三木は、「それは領海の無害航行の場合はいいということです」と答えた。³¹ ここまでは、従来の政府見解の通りである。次に、榎崎は、佐藤首相に対して、こうした立場は非核三原則の見地から見ても問題だと追及した。

全く、総理、だから私は重大だと思つたのですよ。無害航行という名によつて領海に入ってくることはお認めになるでしょう。（中略）これは非常に危険な解釈だと思います。それじゃ、あなたのおっしゃる非核三原則と完全に矛盾する。これはほんとうに重要な問題ですから、もう一度総理のご見解を承りたいと思います。³²

これに対し、佐藤は、無害通航権は国際法上認められた権利であるため「したがって、わが国におきましても、この領海の無害航行、これは認めざるを得ないということでありませう」と答弁した。³³ この日は、これ以上の進展はなく、従来の政府の立場は変わらなかった。しかし、榎崎は翌日もこの問題を追及した。この時に、榎崎が持ち出したのは、当時の国会で審議中であった「領海及び接続水域に関する条約」である。榎崎は、核兵器搭載艦の領海通航については、

この条約の第二三条を根拠に断ることができると指摘した。第二三条は「軍艦が領海の通航に関する沿岸国の規則を遵守せず、かつ、その軍艦に対して行なわれた遵守の要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対し領海から退去することを要求することができる」というものである。以下は、檣崎の質問である。

「領海の通航に関する沿岸国」つまり私が指摘しておるこの具体的な例では日本です。日本が領海の通航に関して何か規則を持つておったときにはそれを守る、こういうことですね。(中略)その条項に照らして、核装備艦は領海に入つては困るということは言えるじゃありませんか、この二三条で。⁽³⁴⁾

これに対し三木外相は、無害通航について「∴国際法上認められておるんですから。核を積んでおるものも、それはないとは言えない」と檣崎の考えには同調しないことを明らかにした。⁽³⁵⁾しかし、檣崎はこれに納得せず、再度、次のように述べた。

政策的にあなたは、いや、それは無害航行だからいいとおっしゃる。しかし、私は法的にもそれは困るということ言えるではないか、決して国際法に違反しないのだ、これを私は言っている。二三条、まさにそのとおりであると思うのですね。⁽³⁶⁾

三木外相はこれに対し明確な返答はせず、国際法上認められた無害通航について、一般的な説明を繰り返した。しかし、これから約一か月後の一九六八年四月一七日、三木外相は衆議院外務委員会で「ポラリス潜水艦その他核兵器を常備しておる軍艦の航行は無害通航とは考えない。原則としてこれを許可しない権利を留保したいと思えます」と答弁し、

これまでの政府の立場を変更した⁽³⁷⁾。

以上のように、榑崎は、非核三原則よりも無害通航権が優先するという政府の立場について、非核三原則を考えれば問題であり、この立場を変えるように要求した。その際に、榑崎が利用したのは、当時の国会で審議中であつた「領海及び接続水域に関する条約」の第二三条である。榑崎は、この第二三条に基づけば、領海内における核搭載艦の無害通航を拒否できるのに、それをしないのは非核三原則を唱える政府の姿勢からみて問題だと追及したのである。その後、政府はこれまでの立場を変更し、核搭載艦については無害通航権よりも非核三原則が優先するという立場をとることに⁽³⁸⁾なつた。これも榑崎による追及が政府の立場を変更させる一つの契機になつたといえるだろう。

第四節 榑崎が言及しなかつた事項

一 国民的合意のための「最大公約数」としての非核三原則

ここでは、榑崎が非核三原則に関する質問の中で計画していたものの、実際には言及しなかつた事項について検証したい。第二節でもふれたように、実際の国会質問では、政府の答弁やその時々々の状況などによつて計画通りに進むことはほとんどない。そのため、計画はしていたが、言及しなかつた事項も数多くある。ここでは、こうした事項のうち三つについて検証したい。あわせて、言及しなかつたことではいかなる問題が生じたかも指摘したい。

第一は、国民的合意のための「最大公約数」としての非核三原則についてである。当時、与党である自民党は自衛隊・日米安保を中心とした安全保障政策を提唱し、最大野党である社会党は非武装中立を安全保障政策として提唱していた。このように安全保障政策における両党の隔たりはきわめて大きかつた。このような状況で、榑崎は国会で非核三原

則について議論するために、そもそもなぜ非核三原則を取り上げるのかについての説明を考えていた。それは、自民党と社会党との間で安全保障政策における隔たりは大きいことを認めたくなくて、こうした中でも国民的合意に達するために非核三原則を「最大公約数」として位置付けるといふものであった。なお、安全保障政策における「国民的合意」という言葉は、佐藤首相が一九六八年一月三〇日の代表質問に対する答弁の中で使ったものである。この時、佐藤は、安全保障について「重大な国家利益の観点」から「国民的合意」の必要性を訴えていた。⁽³⁹⁾ 榎崎が「国民的合意」という言葉を使ったのは、佐藤の発言を念頭に置いたものであると思われる。以下は榎崎のノートの記述である。

国民的合意への道、即ち可能性は、まず憲法を基礎とし、その憲法の精神に照合しながら、最小限、国民的背景なり願望で一致しうる最低限、即ち最大公約数を求めながら、その僅かな合意を積み重ねる努力の中から可能性を追求していくことが必要であろうと思います。(中略)

したがって、先ほど申し上げました通り、日本の安全保障に対する最大公約数としての国民的合意というものは、この日米安保体制の中から国民全部が心配しているところの戦争にまきこまれる「危険な要素」を一つ一つ取り除いていくという現実的姿勢の中から生まれてくるし、国民が期待する国会における安保論争もまた、そういう観点から行われるべきであると思います。安保条約に賛成する人でもこのことは望んでいると思います。

まず、安保体制下でも戦争の不安をなくすという国民的願望に応えて佐藤内閣でもできることがあります。その一つが非核三原則の確立、即ち非核三原則に実効性を持たせることであろうと思います。⁽⁴⁰⁾

以上のように榎崎は、安全保障についての国民的合意のためには、戦争に巻き込まれる危険な要素を一つ一つ取り除いていく「現実的姿勢」が必要であり、最低限一致しうる「最大公約数」を求めながら僅かな合意を積み重ねる努力の

重要性を強調していた。そして、その「最大公約数」として位置付けていたのが「非核三原則」である。しかし、榊崎は国会質問の中で、非核三原則という言葉は何度も使っているものの、最大公約数という言葉は一度も使っていない。そのため、国民的合意に達するための「最大公約数」として非核三原則を位置づけるといふ説明がはつきりと明言されることはなかった。たしかに榊崎にとっては、政府と具体的な議論をするのに多くの時間が必要だったため、自らの考え方を説明する時間的余裕がなくなってしまうということはあるかもしれない。しかし、これにより、榊崎がなぜ非核三原則について何度も質問しているのかが分かりにくくなったと言えよう。

二 核戦略部隊を事前協議の対象にする必要性

第二は、核戦略部隊を事前協議の対象にする必要性についてである。榊崎は、事前協議の問題点について詳細な議論を政府と長時間にわたって繰り広げていた。しかし、一九六八年の榊崎のノートには、核戦略部隊を事前協議の対象にしなければ、有意義な議論にならないと認識していたことを示す記述がある。

- しかし、核装備というのは元来、事前協議の対称^①とはなりえないのではないか。何故なら、
- A は^②ずすということは核抑止力の否定になる
 - B マクマホン法で秘密事項としてノーコメントになっている
 - C 戦術的にいつた^③とえ核装備をしていても、いうはずがない
 - D 結局、日本としては全く知らないという建前での黙認ということになり、まさに事前協議の抜け道になるのではないか。

・われわれの考え方

核をはづすとか、はづさないとかいう論戦は不毛の論戦で全くナンセンスである。「疑わしきは入れず」という方針、即ち核弾頭の有無よりも、核戦略部隊そのものを問題にし、対称にしなければ、事前協議の意味はなく、全く抜け道になるのではないか。⁽¹³⁾

このように楢崎は、アメリカの法律的に、また軍事的にも核装備（核弾頭）の有無が事前協議の対象になりえないことを正確に認識していた。それゆえ、核弾頭の有無は議論できず、核戦略部隊を対象にしなければ事前協議の意味はないと考えていた。しかし、このことを国会質問の場で説明し、核戦略部隊を事前協議の対象にするよう要求はしなかった。

この結果、一九七一年一月一六日から楢崎が追及した米軍岩国基地の核兵器貯蔵疑惑で、政府と有意義な議論ができなくなった。楢崎は、この日、米軍岩国基地に米軍の核兵器貯蔵庫保安要領に合致した特徴を持つ倉庫があることを示す写真や核兵器を取扱う部署の電話番号が掲載された電話帳など根拠に、米軍岩国基地に核兵器が持ちこまれていると指摘した。楢崎の指摘は、「核戦略部隊」が米軍岩国基地に存在していることを濃厚に示唆しているものと言えるだろう。これに対し、翌日、政府は、楢崎が核兵器貯蔵庫と指摘した倉庫には、機関砲の砲弾が貯蔵されており、日本国内に米軍の核兵器はないという報告を米軍から受けたと答弁した。⁽¹⁴⁾そして、福田赳夫外相は「つまり、わが国が事前協議の対象としておるものは何だ、こういういますと、核弾頭及び中長距離ミサイル、この二つである。この持ち込みが対象となる」と述べた。⁽¹⁵⁾これは、前述のように楢崎が文書化を要求した「藤山・マッカーサー口頭了解」に明記されていることだった。これに対し、楢崎は「われわれは、核抜きというのが、単に核弾頭のついた兵器だけだということ承って、私はいまびつくりしたのです。政府がいう核抜きとは核弾頭だけがなかったらそれでいいんだというお考えならば、私は問題があると思います」と反論したが、これ以降、政府とかみ合った議論はなされなかった。⁽¹⁶⁾このように、楢崎は

一九六八年の時点で核弾頭が事前協議の対象にはなりえず、核戦略部隊を対象にしなければ事前協議の意味はないと認識しながら、それに言及しておらず、自らが認識していた事前協議の「抜け道」をふさぐことに失敗したといえるだろう。

三 非核三原則に実効性を持たせるための提案

第三は、榊崎が結論とする部分である。榊崎はノートに自身の質問の結論部分として、以下のように記していた。

以上、四つの項目にわたって、総理のいう非核三原則が、いかに実効性がなく、虚偽に満ちたものであるかを具体的に立証した。もし虚偽でないと言うなら、三原則に実効性を持たせるため、少なくとも以下の点について、誠意ある解答を与えられたい。

- ① 国連決議と国会決議に総理総裁として成立に協力し、誠意を示すこと
 - ② 事前協議制の平等性確立と積極的活用、運営に努力すること
 - ③ 非核、核両用兵器は持たないこと
- 以上のような三点ぐらいのことが、なぜ出来ないのか。⁽⁸⁾

これは榊崎の非核三原則に関する質問の結論であるとともに、非核三原則に実効性を持たせるための提案とも言える。しかし、榊崎はこの部分を国会質問の場で明らかにしなかった。この背景にも、個別の質問で多くの時間を費やし、時間的余裕を失ったことがあるかもしれない。ただし、この部分が省かれたことで、榊崎が、非核三原則を実効性のある

ものにするために、どのような国連決議や国会決議が必要だと考えていたのか、また、事前協議を意味あるものにするためには具体的にどのような方策が必要だと考えていたのか、さらには、非核、核両用兵器以外にどのような兵器を持っているのかなどについて、自らの提案に関する建設的な議論をすることができなくなった。そのため、自らの提案ではなく政府が提唱する政策に議論が集中し、榑崎の質問の中で政府に対する批判が大きく目立つことになったといえよう。

第五節 おわりに

以上の議論を要約したい。社会党に関する先行研究ではイデオロギーや政策、政党組織、労働組合に注目が集まる一方で、社会党が行ってきた国会質問についてはあまり関心が持たれてこなかった。対照的に、外交史研究では、社会党議員による国会質問が外交にも影響を与えたことが指摘されているものの、社会党の側に注目してその追及計画や実際にどのように政府を追及したのかについては検証されていないことを指摘した(第一節)。続いて、政府への鋭い追及で「国会の爆弾男」と呼ばれた榑崎弥之助が国会質問で用いたノートから、非核三原則に関する榑崎の追及計画と実際の国会質問を比較検証し、その相違を示した(第二節)。次に、榑崎による実際の追及とその後の変化を検証した。第一は「ゼントルマンス・アグリーメント」の文書化であり、第二は日本における核兵器研究開発計画の存在であり、第三は無害通航権に対する非核三原則の優先である。また、榑崎が非核三原則と連関させながらこれらを追及していたことを指摘した(第三節)。この後、榑崎が計画していたが、実際には言及しなかった事項を検証した。第一は国民的合意のための最大公約数として非核三原則を位置づけていたことである。第二は核戦略部隊を事前協議の対象にする必要性を認識していたことである。第三は非核三原則を実効性あるものにするための提案である。あわせて、これらを言及しなかったことよって生じた問題も示した(第四節)。

最後に、榑崎による国会質問を総括し、その課題について検討したい。ほとんどの場合、榑崎は非核三原則についての追及を、「花形」とされる衆議院予算委員会の場で行ってきた。本来、予算委員会が予算について審議する場であることを考えると、毎年度予算は原案通り可決されており、予算的には榑崎をはじめとする社会党の国会質問の影響はなかったと言えるだろう。その一方で、榑崎は、論理と根拠に基づきながら様々な事柄について、非核三原則と連関させつつ、政府と具体的な論争を展開した。そして、これまで見てきたように、いくつかの点については榑崎の追及が一つの契機となり、実際に政府の政策や方針が変更されることになった。これは、社会党が国会において無力であり、教条的な態度であったという従来の見方とは異なるものである。榑崎と政府との論争は、非武装中立対 自衛隊日米安保という抽象的・観念的な論争ではなく、むしろ具体的な論争であったと言えるだろう。

他方で、第四節で示したように、榑崎は一九六八年の時点で、法的、軍事的に核装備の有無は議論できず、核弾頭ではなく核戦略部隊を事前協議の対象にしない限り、事前協議が空洞化し「不毛の論戦」になることを認識していたにもかかわらず、それに言及しなかったため、実際に榑崎自身も「不毛の論戦」に巻き込まれることになった。様々な資料と根拠に基づきながら政府を繰り返し追及する榑崎にとって、時間は何よりも貴重なものであったはずである。しかし、これを徒に費消することとなり、榑崎にとって大きな痛手となった。

また、より大きな課題として、榑崎は計画していたすべてのことを言及しておらず、個々の質問と全体との関連を説明する部分、とりわけ序論部分（第四節一）と結論部分（第四節三）を国会質問の場でわかりやすく説明することができなかった。そのため、政府との論争が、具体的ではあるものの、条約や交換公文などに関する細かな法解釈的論議に集中することになった。こうしたことの結果、ポーズであれ国民的合意を目指して、与野党双方ともに一致点を積み重ねるという計画の全体構造が見えにくくなり、大局的な議論——例えば、非核三原則に実効性を持たせるための具体的な改善方法や、自らが主張する政策の妥当性・現実性など——につなげることができなかった。

今後の課題として、これらの点を榊崎が意図的に言及しなかった可能性を指摘したい。前述のように、時間的制約から榊崎がこれらの点を「言及できなかった」ことも考えられる。一方で、榊崎が自らの考えと社会党の政策には相違があることを認識した上で、この点が露呈することを避けるために、意図的に「言及しなかった」可能性も考えられる。この点について、今後、榊崎の考えや社会党の政策をより正確に把握し、検証したい。

(1) 第五八回国会衆議院本会議録第三号四七頁(一九六八年一月三〇日)。ただし、非核三原則の個々の内容については、これ以前の国会答弁等によって徐々に確立されてきた。この経緯については、岡留康文「非核三原則と核密約論議——反核と核の傘のはざま」『立法と調査』No.309(二〇一〇年一月)、一〇一—一〇四頁、で説明されている。

(2) 比較的近年のものとして、安東仁兵衛『日本社会党と社会民主主義』現代の理論社、一九九四年、原彬久『戦後史の中の日本社会党——その理想主義とは何であったのか』中央公論新社(中公新書)、二〇〇〇年、森裕城『日本社会党の研究——路線転換の政治過程』木鐸社、二〇〇一年、などがある。

(3) 同じく、比較的近年のものとして、五十嵐仁『政党政治と労働組合運動——戦後日本の到達点と二一世紀への課題』御茶の水書房、一九九八年、新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義——社会党・総評ブロックの興亡』法律文化社、一九九九年、岡田一郎『日本社会党——その組織と衰亡の歴史』新時代社、二〇〇五年、などがある。

(4) 原『戦後史の中の日本社会党』、一五七—一五八頁。

(5) 山口二郎・石川真澄『日本社会党——戦後革新の思想と行動』二〇〇三年、二一五頁。また、石川は、国会における社会党の無力さを次のように記している。「そこでは、社会党はほとんど無力であって、院外の活動も全く不活発のまま、国内の論壇での右傾化も大きく進んだ。それらを実感しても、社会党にはこれらの問題で妥協したり修正を求めたりすることは相当に難しいことであった。けっきょく、政府・自民党は思いのままにそれらの法案を通していくようになる。」(同書、二一四—二一五頁)。

(6) 二〇一〇年以降の代表的なものとして、波多野澄雄『歴史としての日米安全保障条約』岩波書店、二〇一〇年、太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩書房(筑摩選書)、二〇一一年、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』(日本大学法学部叢書)弘文堂、二〇一四年、豊田祐基子『日米安保と事前協議制度——「対等性」の維持装置』吉川弘文館、二〇一五年、などがある。

(7) 先行研究の問題の背景にあるものとして、社会党議員に関する資料の不足がある。戦後日本政治、とりわけ五五年体制のもとでは政権交代がおこらず、与野党関係が固定化していた。そのため、少数の例外を除いて基本的に閣僚等のポストに就くことの

ない社会党議員の資料には、公的性格が与えられにくく、議員の没後に資料が保存されることは、与党議員に比べるとかなり少なくなっている。

(8) 本名は「榎崎弥之祐」であり「助」の字が異なる。読みは「ならざきやのすけ」で同一である。

(9) なお、榎崎は国会議員になる前の一九六〇年五月一九日、福岡で行われた安保改定反対デモに参加した際にも逮捕されている。

(10) 第五回国会衆議院予算委員会議録第一七号一七頁（一九六六年二月一八日）。

(11) この時期の社会党は、日本が非核武装宣言を行うよう主張していた（党中央執行委員会「日本の非核武装と核軍縮への道」『月刊社会党』第一三三三号（一九六八年五月）、一〇一—一四頁）。

(12) この時期に榎崎は、非核三原則だけでなく、生物・化学兵器の禁止やベトナム戦争の危険性、日中国交正常化、沖縄返還、日米地位協定、四次防、自衛隊教範の内容、板付（福岡）空港協定など多岐にわたる数多くの質問を行っているが、ここでは、榎崎の一九六八年—一九七一年の国会質問用ノートから、非核三原則に関係する項目のみを抽出した。

(13) 管見の限り、以下の三つの質問が確認できる。第四六回国会衆議院外務委員会議録第三八号（閉会中審査）一三頁（一九六四年一〇月七日）、岡田春夫による質問。第四六回国会閉会後参議院内閣委員会議録第五号八頁（一九六四年一〇月二六日）、伊藤顕道による質問。第五八回国会衆議院内閣委員会議録第一九頁（一九六八年一月一八日）、大出俊による質問。

(14) 先行研究でも、セントルマンズ・アグリメントの文書化に榎崎の質問が影響したことを指摘されている。豊田『日米安保と事前協議制度』、一三—一頁、松山健二『日米安保条約の事前協議に関する「密約」』『調査と情報』第六七二号、二〇一〇年三月、四頁、などを参照。しかし、これらの先行研究では、榎崎の追及計画や文書化を迫った榎崎質問の構成などの詳細は分析されていない。

(15) 第五八回国会衆議院予算委員会議録第八号六頁（一九六八年二月二八日）。

(16) 同右八頁。

(17) 同右八頁。

(18) 同右八頁。

(19) 第五七回国会参議院予算委員会議録第二号六頁（一九六七年一二月一六日）。これは、両三年内の科学技術の進歩により返還後の沖縄に核兵器を配備する必要があることを示唆している。

(20) 第五八回国会衆議院予算委員会議録第八号九頁（一九六八年二月二八日）。

(21) 同右九頁。

(22) この文書の内容は、一九六九年三月に衆議院外務委員会明らかにされた（第六一回国会衆議院外務委員会議録第五号一四頁

(一九六九年三月一四日)。

(23) しかし、二〇一〇年の外務省によるいわゆる密約調査で、この「藤山・マッカーサー口頭了解」が事実ではなく、実際には、核の持ち込みについて日米間で認識が一致していないことが明らかになった。また、八年後の一九六八年に文書化されたことについて、外務省の『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』では、「『外交常識では考えにくい説明もなされた(なぜ)こういう説明がまかり通ったのか不思議である』と述べられている(同書 三九頁)。

(24) 第五八回国会衆議院予算委員会議録第八号九頁(一九六八年二月二八日)。

(25) 同右九頁。

(26) 同右一〇頁。

(27) 同右一一頁。

(28) 第五八回国会衆議院予算委員会議録第九号七頁(一九六八年二月二九日)。

(29) 同右七頁。

(30) 榑崎は、一九七九年に出版した自著のなかで、先輩議員からこの資料を渡されたこと、また、その情報源は軍事評論家であることを明らかにしている。ただし、両名の名前は伏せられている。榑崎弥之助『榑崎弥之助の爆弾質問覚書き』学陽書房、一九七九年、七〇―七二頁。

(31) 第五八回国会衆議院予算委員会議録第一六号三三頁(一九六八年三月一日)。

(32) 同右三三頁。

(33) 同右三三―三四頁。

(34) 第五八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第一号一頁(一九六八年三月二日)。

(35) 同右一頁。

(36) 同右一頁。

(37) 第五八回国会衆議院外務委員会議録第一二号一七頁(一九六八年四月一七日)。

(38) この時点において、榑崎は自らの要求をいわば達成したことになったが、これに関連して、翌年も質問を重ねている。それは、ポラリス潜水艦が緊急避難あるいは緊急事態の際に日本に寄港することを認めるのか否か、というものであった。これに対し、政府は認めると答弁したため、榑崎は、非核三原則といながら、ポラリスの目的によって認めることもあるというの「抜け道」になるのではないのかと批判している(第六一回国会衆議院予算委員会議録第三号九頁(一九六九年二月四日))。また、榑崎は、政府から、核原潜の無害通航を認めないというのは、アメリカだけでなくソ連や中国でも同様であるという答弁を引き出している

- る（第六一回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第一号二六頁（一九六九年二月二四日））。
- (39) 第五八回国会衆議院本会議録第三号二一頁（一九六八年一月三〇日）。
- (40) 国会質問用ノート（一九六八年）。
- (41) 正しくは「対象」と思われるが、榑崎は一貫して「対称」という漢字を使っており、これに従った。
- (42) 榑崎は「はずす」ではなく「はずす」と表記しているため、これに従った。
- (43) 国会質問用ノート（一九六八年）。
- (44) 第六七回国会衆議院沖縄返還協定特別委員会会議録第七号四頁（一九七一年一月一七日）。
- (45) 同右四頁。
- (46) 同右五頁。
- (47) 榑崎が質問を予定していた、事前協議の問題、無害通航権の問題、AMMの開発問題、非核三原則と核抑止力の組み合わせの問題の四項目。
- (48) 国会質問用ノート（一九六八年）。

※本稿は、二〇一八年一〇月一三日に関西大学で開催された日本政治学会研究大会分科会（A-8「近現代日本の立憲政治空間」）での報告を加筆・修正したものです。貴重なコメントをお寄せいただいた先生方に感謝申し上げます。

※本稿は、JSPS科研費JP15K16823の助成を受けたものです。